

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

若者版

発行:山口県消費生活センター

令和元年7月12日

-第13号-

消費生活トラブル情報 注目!

デート商法の甘～いわなに注意しましょう!

1

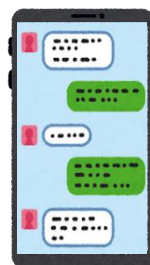


ある日、Aくんがスマホを見ていると...

あ、なんかメッセージが来た。



2



相手は以前SNSで知り合ったB子さんでした。

あ、B子ちゃんからだ！  
デートしてくれる？！  
もちろんOKっと！

3



待ち合わせ場所に行くと、B子さんに宝石の展示会場に連れられ、高額な指輪をローンで購入することに...

4



その後、B子さんとは連絡が取れなくなり、Aくんは借金だけが残りました。

## アドバイス

● デート商法は、SNSやメール、間違いを装った電話などがきっかけで出会い、仲良くなったところで相手の恋愛感情を利用して、高額な商品やサービスを契約させる商法です。

※特に、男女問わず10代から20代の若者が、多く被害に遭っています。

● SNSやマッチングアプリなどで知り合った相手に会いに行くときは気をつけましょう。付き合いが浅いうちにお金の話になる場合は疑ってかかりましょう。

● あやしいと思ったら、すぐに契約したり、お金を借りたりしないようにしましょう!!

● デート商法の被害に気付いたら、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。契約をした後でも契約の取消しができる場合もあります。

山口県消費生活センター TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)  
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

# 豆知識

## 若者のSNSに対する意識

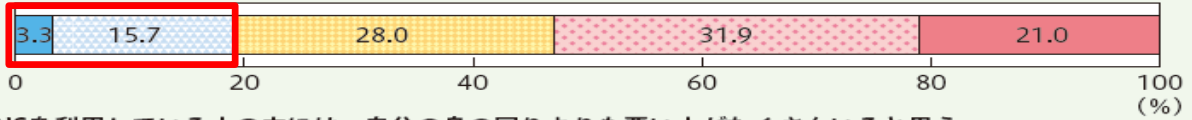
SNSが消費者被害に遭うきっかけになることもあります！

《若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会アンケート》※参照: 消費者庁HP

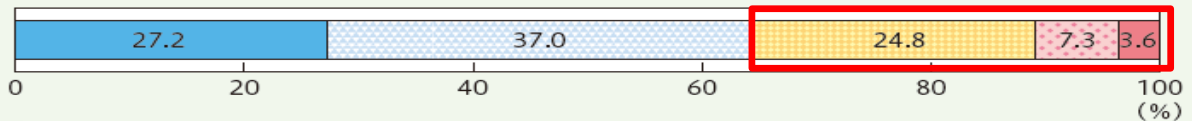
① 直接会ったことはない、SNS上での友達がいる



② 何度かSNS上でやりとりすれば、相手が信用できるかはたいてい分かると思う



③ SNSを利用している人の中には、自分の身の回りよりも悪い人がたくさんいると思う



### ポイント

■ とても当てはまる    ■ やや当てはまる    ■ どちらともいえない  
■ あまり当てはまらない    ■ ほとんど当てはまらない

- ① 直接会ったことのないSNS上での友達を持つ若者が3割程度
- ② SNS上でのやり取りだけで相手を信用する若者が2割程度
- ③ SNS上での見知らぬ人からの働き掛け等について、特別な警戒心を持たない若者が約35%存在する

参照: 消費者庁HP [https://www.caa.go.jp/future/project/project\\_001/](https://www.caa.go.jp/future/project/project_001/)

# お知らせ

必見!

## 他人事だと思わないで！！

## 『悪質商法は突然に...』(県製作動画)

若者に多い消費者トラブルについて、悪質商法の手口や対策を動画で分かりやすく紹介しています。

### 動画内容

- ネットショッピング編 (3分29秒)
- 訪問販売編 (4分10秒)



### 県HP掲載URL

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/201904180001.html>



← QRコードからも御覧になれます。  
又は

YouTubeで

山口県県民生活課

検索



## 消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ 郵便番号(7桁)入力  
を押す

郵便番号が分からない

2

→ 固定電話の場合は地域を  
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の  
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど